

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
調査結果集

【目次】

○入所中児童の状況（児童相談所調査）	1
○在宅指導中児童の状況（児童相談所調査）	2
○児童福祉司アンケート（児童相談所調査）	3
○チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成 (児童相談所（親担当）アンケート)	5
○ファミリーホームの運営や今後の事業拡大・継続等に必要なサポート (ファミリーホームアンケート)	7
○児童の委託にかかる経費について（里親アンケート）	9
○自立した児童のアフターケアについて（里親アンケート）	10
○里親制度に対する都民の理解の促進（里親アンケート）	11
○不調事例等を踏まえた養育家庭等の養育力向上等について (措置変更集計結果)	13
○フォースタリング機関業務に関する意見	15
○都が行う里親のリクルート活動・成果	16

入所中児童の状況【児童相談所調査】

※措置入所中の児童について、平成30・31年度の2年分を調査(以下は30年度分のみの集計)

基準日(平成30年5月1日)時点で里親等委託が適していたか

	全体	0～2歳	3～5歳	学齢児
里親等委託が適していた	440 12.0%	125 35.2%	75 17.9%	240 8.3%
里親等委託が適していなかった	3,175 86.9%	229 64.5%	340 81.0%	2606 90.6%
無回答	37 1.0%	1 0.3%	5 1.2%	31 1.1%
計	3,652	355	420	2,877

里親等委託が適していたケースについて、委託できていなかった理由

	全体	0～2歳	3～5歳	学齢児
実親の同意が取れなかった	203 46.1%	57 45.6%	44 58.7%	102 42.5%
適当な里親が見つからなかった	36 8.2%	3 2.4%	4 5.3%	29 12.1%
候補児童提案中だった	38 8.6%	25 20.0%	7 9.3%	6 2.5%
交流中だった	37 8.4%	16 12.8%	10 13.3%	11 4.6%
時期をみて候補児童提案予定だった	28 6.4%	17 13.6%	4 5.3%	7 2.9%
本人の意思が未確認又は消極的だった	50 11.4%	0 0.0%	1 1.3%	49 20.4%
その他	32 7.3%	6 4.8%	2 2.7%	24 10.0%
無回答	16 3.6%	1 0.8%	3 4.0%	12 5.0%
計	440	125	75	240

里親等委託が適していなかった理由

	全体	0～2歳	3～5歳	学齢児
重度の障害があった	148 4.7%	6 2.6%	17 5.0%	125 4.8%
高い非行性があった	157 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	157 6.0%
医療的ケアの必要があった	77 2.4%	2 0.9%	10 2.9%	65 2.5%
情緒・行動上の問題が著しかった	456 14.4%	2 0.9%	22 6.5%	432 16.6%
家庭復帰(計画含む)に向けて施設による交流等支援中だった	804 25.3%	139 60.7%	135 39.7%	530 20.3%
本人が施設入所継続を希望していた	543 17.1%	2 0.9%	23 6.8%	518 19.9%
本人が里親等委託を明確に拒否していた	26 0.8%	0 0.0%	1 0.3%	25 1.0%
保護者の状況から里親委託が困難	743 23.4%	65 28.4%	123 36.2%	555 21.3%
その他	215 6.8%	13 5.7%	9 2.6%	193 7.4%
無回答	6 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.2%
計	3,175	229	340	2,606

在宅指導中児童の状況【児童相談所調査】

※在宅指導中の児童について、平成30・31年度の2年分を調査(以下は30年度分のみの集計)

1. 基準日(平成30年5月1日)時点から、過去1年以内に短期委託等、里親等又は施設の利用(※)が可能な事由があったか。

※この場合の「利用」とは、おおむね2か月以内の短期委託や一時保護委託、レスパイト利用をいう。

項目	人数・割合	
里親等の利用が可能な事由があった	46	1.7%
施設の利用が可能な事由があった	186	6.8%
事由がなかった	2478	90.3%
無回答	34	1.2%
計	2,744	

2. 利用が可能な事由があった場合、その内容。

項目	人数・割合	
入院等実親の短期的な不在があった	8	3.4%
実親と一時的に距離を置く必要があった	167	72.0%
当該児童自身の妊娠等で個別対応の必要がある	3	1.3%
その他	46	19.8%
無回答	8	3.4%
計	232	

3. 利用が可能な事由があった場合、実際に利用できたか。

項目	人数・割合	
里親等の利用ができた	21	9.4%
里親等の利用ができなかつた	22	9.8%
施設の利用ができた	80	35.7%
施設の利用ができなかつた	95	42.4%
無回答	6	2.7%
計	224	

4. 3で「利用できなかつた」場合、その理由。

項目	人数・割合	
実親の同意が取れなかつた	19	16.2%
本人が希望しなかつた	45	38.5%
適当な利用先が見つからなかつた	18	15.4%
保護の打診をしたが断られた	5	4.3%
その他	25	21.4%
無回答	5	4.3%
計	117	

児童福祉司アンケート【児童相談所調査】

児童養護施設等に入所中の児童・里親に委託されている児童・在宅指導中の児童を担当している児童福祉司及び児童福祉担当課長代理に対し、東京都で必要な施策について調査を行った。

回答者数：207名

*設問1～4については、回答が多かった選択肢を上から順に3つ記載。

*設問5は自由記述。代表的な意見を記載。

	【質問】	里親等委託が適しているにも関わらず施設に入所している児童に対して、里親等委託のために必要な都の施策
1	【回答】	里親の養育力向上
		里親支援の拡充
		里親数の拡大
2	【回答】	施設入所児や里親等委託児童に対し、家庭復帰のために必要な都の施策
		保護者支援のプログラム等の充実
		地域からの支援体制の充実 保育所等の地域資源の拡大や優先利用等
3	【回答】	過去1年以内に里親等又は施設の利用が可能な事由があったにも関わらず、実際には利用できなかった在宅指導中の児童に対して、里親等又は施設の利用のために必要な都の施策
		突発的な需要に対応可能な里親登録数又は施設数の拡大
		児童相談所の人員体制強化 里親支援の拡充
4	【回答】	適切な一時保護を行う上で必要な都の施策
		一時保護所の定員拡大
		一時保護所職員の人員増、専門性の向上 一時保護委託枠の拡大（乳児院、養護施設）
5	【質問】	その他、里親等委託、一時保護、家庭復帰について都の施策に関する意見（自由記述）
	【回答】	一時保護について <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護が必要な児童がいても、受け入れ枠がなく調整が難航する。 ・一時保護について、児童の行動観察や特性に対応する必要があるため、職員配置を含め、保護所や施設受入枠の拡大を進めてほしい。 ・未委託の里親家庭への一時保護委託を積極的に進めるべき。 ・発達障害に課題を持った児童の一時保護先の拡充もお願いしたい。 ・専門的なケアが行える一時保護先の確保。 ・一時保護所の行動制限が大きい。主訴別の保護所が必要と考える。 ・以前に比べて、一時保護のハードルが低くなり、地域も児童相談所に一時保護を明確に望むことが増えてきている。
		里親の養育力向上、里親への支援について <ul style="list-style-type: none"> ・里親が基本的なペアレントトレーニングを習得する必要性がある。基本的なペアレントトレーニングも身についていないことが、委託児との不和を大きくしている。 ・里親としての専門性向上に向けての支援。 ・里親不調ケースの検証、その上で対策をたてなければ委託数は伸びないと思われる。委託、その後の支援についてだけでなく、不調、引き上げについての手順、対応策をまとめ研修を行う必要がある。 ・委託したい児童がいても、実親との交流や児童の発達状況、里親の意向から委託に至らなかったケースや、委託しても交流などのご理解を頂くのに苦労しているケースもある。里親の母数を増やすだけでなく、それに合わせた支援の仕方を考えていく必要があると思われる。 ・養育家庭への支援、指導、社会的ニーズの理解を深めてもらいたい。 ・里親の一時保護や社会的養護に対する理解力の向上が必要。 ・里親等の数を増加させることも必要なことかもしれないが、里親や職員の質を高めることが重要な課題と考える。無理して里親委託件数を増やす必要性を全く感じない。 ・社会的養護を全うできる里親になること。
		家庭復帰について <ul style="list-style-type: none"> ・休日に里子の親族、家族との交流をする際、支援体制がなく、里親にとっても負担となる。交流を予定する児童については、社会的養護を選択することになってしまふ。 ・里親委託後に実親との面会交流をするも、里親が真実告知をしないことや、里親による実親交流への強い反対により、面会に至らない。養育家庭委託推進を掲げているが、家庭復帰をする上で障害となる。
		特別な支援が必要な児童について <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要なニーズの高いケース程、受け皿がない。 ・病児、障害児の入所＆保護の受入を拡充して欲しい。 ・養育家庭については、委託をしたくても子どもに特性があること等を理由に断られることが多くある。特性がある子もみてもらえるような養育家庭が出てきてほしいし、特性のある子でも養育家庭さんが安心して子どもを受託できるように児相が支援することが必要だと思う。

	<p>児童相談所等の人員体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司1人の持ちケース数を減らさないと細やかな動きが出来ないと思う。 ・司の業務量を軽減してほしい。 ・養育家庭委託した際の、子供と里親のケアも施設入所児童より手厚くするためには、現状のケース数ではきめ細やかに対応できない。 ・福祉司も里親担当も全体的に職員が足りない。里親にも児童にも丁寧な対応をしたくても担当ケースが多すぎて全てにおいて余裕がない。 ・児相・施設・地域すべてにおいて、児童福祉分野では質量共に、人金インフラが圧倒的に足りない実感がある。 ・施設（乳児院、児童養護施設）や保護所などの社会資源、支援を担う人材育成のいずれも不十分である。 ・全てのケースに丁寧に対応したくても、どうしても時間が足りない現状がある。 ・適切な対応ができるための、人員確保やシステム構築を進めて欲しい。 <p>・複雑に問題が絡み合った難しいケースが増加しているため、多様な課題に対応できる資源の増加が求められるとともに、対応する職員等の資質向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>・虐待でなくとも保護を必要としている家庭があり、何か起きてからでないと保護につながらない程場所がないこと、保護になる前にサポートできるだけの司の人数がないことやスキルのない面について対策が必要と考える。</p> <p>・在宅支援の強化とアセスメント力の向上に対する施策を充実してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭復帰するまでの保護者指導まで手が回らないのが実情。介入と支援を同時にする必要もあり、スキルが必要。家庭復帰できるケースはこの数年家庭復帰担当児童福祉司ができただけで、できる限り家庭復帰は実施しているとおもわれる。 ・根本的に児童相談所の人才培养ができないと、家庭復帰まで話しをもていくことも難しい。児童福祉司のキャリアが育てることが最重要課題と感じます。 ・家庭復帰に当たっては、具体的な資源がなく、担当の力量に任せているところがある。プログラムの普及等行うような仕組みを作りたい。 ・本気で家庭復帰施策を行うのであれば、家庭復帰担当の人員増加と専門性の確保が必要であり、併せて地域資源の充実も必要だと思います。 ・全てのケースに対して、細かく丁寧に対応していきたいと思うが、担当するケースが多くて困難。迅速な対応をして、保護所からの家庭復帰などもスムーズに行いたいができない現状がある。 ・日々のケース対応の他に、家庭復帰の業務を兼務するのは非常に困難です。 ・福祉司の業務量が多いので、家庭復帰や里親等の委託まで担当司では手が回らない状態であると思います。里親担当、家庭復帰担当の方がいらっしゃるので何とかできている部分も多くあると思います。福祉司自体の業務量の軽減を目的とした司の増員のほかにも里親担当、家庭復帰担当の増員なども、今後、丁寧なケースワークができるように検討いただけれど幸いです。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅指導の為の地域の支援について、もっと拡充充実したものになるよう進める必要があり、そうなれば一時保護に至らずに済むケースが増える。子どもが安全を保たれながら学校等にも通えるよう校区に一か所児相か養護施設での緊急の保護委託が可能となると良い。 ・すべての人に産み育てる権利があるなら、能力が伴わない親も子育て支援を得ながら能力獲得ができる仕組みを地域を作り、共に子育てをすること。 ・地域の専門性の向上をして欲しい。
5	【回答】

チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成

親担当
アンケート結果

1 都におけるチーム養育体制

- 平成28年11月の児童福祉審議会の提言を受け、養育家庭等への支援の充実に向け、平成30年1月から「チーム養育体制」を開始
- 里親も里子を支援するチームの一員であるということを改めて確認するとともに、地域の児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員が、児童が委託されている里親家庭を訪問
- 地域の社会資源の活用の促進といった観点から、里親支援専門相談員は、施設の所在地を管轄する児童相談所の里親家庭を担当することを基本としている。ただし施設の偏在があるため、所在地と異なる児童相談所の里親家庭を担当する場合や、児童相談所によって配置される里親支援専門相談員の数に差が生じている(一つの児童相談所につき2名から6名程度の配置)。

主な関係機関	主な役割
里親担当児童相談所(親担当)	里親の一義的な相談窓口、里親の新規相談や認定に係る調査、チーム養育体制の調整等
子供担当児童相談所	子供の委託・解除、援助方針の決定、自立支援計画作成、実親との調整等
里親支援機関 (里親委託等推進員・里親委託等調整員等)	民間団体のノウハウを活かした全体的な支援。自立支援計画の作成や里親認定に係る調査の補助。養育体験や里親カウンセリング等の実施
児童養護施設、乳児院の 里親支援専門相談員	児童養育のノウハウを活かした個別的な支援。新規委託時や委託後に里親家庭を訪問。年2回の定期巡回訪問等を実施

2 里親担当児童相談所(親担当)アンケートの内容・結果

関係機関の連携、里親支援専門相談員、里親支援機関について自由意見を記載する設問としたが、「情報共有のあり方」及び「里親支援機関の専門性の活用」に関する意見が多かった。

(1) 関係者間の情報共有のあり方について

- 関係機関が多く、里親はそれぞれの役割を理解するのが難しい。丁寧に説明をする必要があると感じるとともに、里親が何に疑問を感じているのか情報を共有する必要がある。
- 里親支援専門相談員は、親担当よりも少ない情報の中で家庭訪問をしており、不安が大きい業務なのではないか。里親支援専門相談員の立場を明確にし、即時性のある情報共有ができるとよい。

(2) 里親支援専門相談員の業務内容

- 里親支援専門相談員の里親家庭における助言内容が、ケースワークに関わることで、子供担当の意向と差が生じるケースがあった。里親からの質問は児童相談所と協議して進めることができるとよい。
- 里親支援専門相談員に対する里親の期待は高い。里親支援専門相談員の役割、できること、できないことを明確にする必要があるのではないか。
- 里親支援専門相談員は管内的一部の里親家庭の支援を行う担当制になっているが、あくまで一般職員であるため、里親の支援に限りがある。管内の委託里親については情報を共有し、担当を超えて支援をするとよい。
- 里親支援専門相談員の配置数が児童相談所によって異なり、地域差が生じているということを聞くが、実際には、里親支援専門相談員の方がよくやってくださっているためか、(配置が少ない児童相談所であるが)今のところ支障は感じない。

(3) 里親支援機関の専門性の活用

- 里親支援機関の里親への直接的な支援の機会がほとんどなくなった。会議等での情報の共有や里親支援専門相談員の訪問の同行などにより、より充実した支援ができるとよい。より積極的な提案、発信があるとよい。
- 里親支援機関が里親委託に係ること全般に関わるようになると、一層の連携を図ることができる。
- 児童相談所に席があり、連携が密にできる里親支援機関のカウンセリング機能をもっと活用できるとよい。専門性をもっと活用したい。
- 里親支援機関の心理士としてのカウンセリング機能を活用したいところだが、以前よりも里親と接する機会が限定されていることもあり、支援機関としての専門性が活用されていない。

(4) その他(親担当自身や里親について)

- 関係者が増え、里親にとって誰に何を話すべきか分かりにくくなっているのではないか。やはり里親子にとって一番寄り添うことができるの親担当だと思うし、親担当はその資質や専門性を高める必要があると思う。
- 様々な機関や人が関わるようになったが、里親がチームの一員として同列に立っていない。

里親支援専門相談員から実務者会議等で出された意見

- 情報量が少なく、かつタイムリーな情報共有がない場合、里親子に対し専門性を活かした支援の実践が難しい場合がある。
- 子供担当と情報共有ができない。
- 1名配置の専門職員であり、同じ管内でも施設間で里親子の情報を共有できない。スーパービジョン体制もない。

ファミリーホームの運営や今後の事業拡大・継続等に必要なサポート

ファミリーホーム
アンケート結果

1 都におけるファミリーホームの現況

○都におけるファミリーホームの設置・運営主体

次のいずれかに該当する者

- ・東京都の養育家庭経験のある家庭（養育家庭移行型ファミリーホーム）
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人等（法人型ファミリーホーム）

○設置数の推移

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
養育家庭移行型ホーム数	9	10	12	12	12	13	14	14	14	16
法人型ホーム数	0	0	1	2	2	3	4	4	5	9
合 計	9	10	13	14	14	16	18	18	19	25
(前年度比の伸び率)	-	11%	30%	8%	0%	14%	13%	0%	6%	32%

※各年度末時点のホーム数。27年度末、養育家庭移行型2ホーム廃止

2 各ホーム向けアンケートの内容・結果

(1) 児童の受託・養育に際しての課題

- 委託に際しては、その後の養育を見据えて、児童相談所や施設から十分な児童情報の説明が必要であり、委託後も密な連絡や支援が必要
- 一時保護委託の受け入れに際しては、受託当初は難しいにしても、こまめな情報提供、見通しの説明が必要
- 一時保護委託は、児童情報が少ない等、関わり方等が難しいが、担当の福祉司は連絡がつかないことが多い等、十分に対応を相談できることがあった
- 児童相談所には、担当児童だけではなく、ホーム全体の状況(子供たち同士の関係性等)を踏まえた視点からの援助・支援をお願いしたい
- 受託児童への支援が行き詰まり、新しい委託を受け入れられない中で、事務費が現員払いであるがゆえに、経済的な意味でも運営の圧迫があった
- 日々の援助に対して、医療や心理といった観点からの専門的な助言を受けることが必須だったが、なかなかそのサポートは得られず、独自に開拓するしかなかった
- 障害を持つ児童の自立をサポートする体制が必要

各ホーム向けアンケートの内容・結果

(2) ホームの継続への考え方

- 受託時期の間隔に波があるため、受託児童数が増えない時期があり、児童数が一定程度確保されることが望ましい。
- 最大6人の児童(実子がいる場合はさらに実子が加わる)を受託するに際し、日頃の養育や経理、雑務等を行っていくうえで、保育園やレスパイトの活用等ができるといよい。
- 受託児童への対応で職員が疲弊し、十分な対応が困難な悪循環に陥った例があり、レスパイトする手段があればよかったです。
- (法人型ファミリーホーム)里親のネットワークやファミリーホーム同士の交流・連携が今一つ深まらず、課題克服のヒントが得られなかつた。
- ファミリーホームの現職のスタッフや若い里親等がホームを引き継いだり、ファミリーホームに関わることを希望する者と世代交代を検討する現職の者とがマッチングできたりするような、後継者にホームの運営を譲ることができる仕組みがあるといよい。

(3) ホーム数拡大への意見

- ファミリーホームを運営する物件を借りるときに、大家や不動産屋に制度を理解してもらうのが大変だったので、一目で分かるようなファミリーホームのリーフレットがあるといよい。
- 措置費の充実が必要。(事務費の定員払いや高校生への支援の拡充等)
- ファミリーホーム同士や地域の施設との相互の繋がりを作り、支えあうことのできる制度を作る。

(4) 都に対する要望(今後必要な支援)

※一部、(1)～(3)と重複

- 児童にとって適切な対応を検討・実施するために、児童相談所には、児童に関する情報の十分な提供をお願いしたい。(再掲)
- 措置児童、一時保護受託中の児童について、現行の児童相談所の閉庁時間(夜間、土日等)を含め、いつでも相談ができる体制があると安心。
- 児童相談所は、ファミリーホームへの措置が望まれる児童のマッチングを意識するとともに、ホーム全体の状況等を踏まえたうえで、担当児童のことを考えてほしい。(一部再掲)
- 養育経験等に応じて交流期間を短めにする等、新規委託に向けた交流期間を柔軟に検討してほしい。
- 障害児に係る地域資源の利用に際し、社会的養護の児童である旨の理解がなかなか得られないで、理解が得られると利用もスムーズになる。
- 一時保護委託の際の措置費の拡充(本委託並に揃える)やホームの安定的な運営のための措置費の定員払い、高校生を養育するに際しての措置費の拡充(高校生の学習塾費や部活動費等)等。(再掲)

児童の委託にかかる経費について

里親アンケート
結果

養育家庭及び養子縁組里親に対し、児童の委託にかかる経費について調査を行った。

回答数：112家庭（養育家庭87家庭、養子縁組里親25家庭）

1 教育費

(単位 円)								
年齢	項目	平均月額	年齢	項目	平均月額	年齢	項目	平均月額
小学生	学用品費	2,088	中学生	学用品費	2,124	高校生	教科書教材費	6,748
	PTA会費	329		PTA会費	348		PTA会費	1,129
	卒業対策費	1,703		卒業対策費	1,291		卒業対策費	2,230
	副教材費	3,923		副教材費	2,566		実習費	4,506
	学習塾費	17,156					制服体操着費	5,572
							通学交通費	8,693
							部活動費	8,227
							予備校代	37,190

※この他、修学旅行費は総額で（小学生）19,625円、（中学生）67,245円、（高校生）134,859円であった。

※小学生の学習塾費には学力向上のための塾及び障害児のための学習塾費が含まれる。

※高校生の部活動費には文化部と運動部で差があり、運動部に限ると平均月額16,364円であった。

※その他として、学童保育費、宿泊を伴う林間学校費用などが挙げられた。

2 通信費（中学生・高校生対象）

(1) 携帯電話・スマートフォン所持率

	持っている	持っていない	回答数
中学生	44%	56%	27
高校生	88%	12%	16

(2) 所持にかかる費用

【購入費用】0円～150,000円

※差が大きかったため、平均の算出は困難。

【月額使用料】平均 5,839円

3 外泊交流・委託時に必要となった経費

(1) 乳幼児

項目	平均金額
ベビーカー	35,000
転落防止柵	15,000
車用チャイルドシート	20,000
ベビーベッド	30,000
幼児座席付自転車	100,000

(2) 学齢児

項目	平均金額
学習机	35,000
ベッド	40,000
子供用自転車	22,000
整理棚	16,000

※上記以外で、委託中に委託費を大きく超えて支出したもの。

エアコン、交流経費（養子縁組里親）、入学準備品（ランドセル等）、習い事、出産準備品（妊婦を受託）

自立した児童のアフターケアについて

里親アンケート
結果

養育家庭に対し、児童の自立による措置解除後の支援状況について調査を行った。

回答数：のべ24家庭

1 措置解除後の状況

(1) 措置解除後も支援を続けた家庭数

24家庭中23家庭

(2) 委託児童の措置解除後の進路

就職	5名
進学	12名
その他・無回答	7名

(3) 委託児童の措置解除後の生活場所

里親と同居	8名
一人暮らし	9名
その他・無回答	7名

2 支援の内容

精神的な支援

- ・一人暮らしの児に対し、月数回の食事や宿泊などの交流。
- ・LINE等SNSや、電話で頻繁にやり取り。
- ・日常的な悩み相談、就労・恋愛・金銭トラブルの相談等の精神的ケア。

事務的な支援

- ・奨学金の申請補助。
- ・通帳を預かり、家賃や学費の支払いを代行。
- ・就職訓練をしている事業所に提出する書類の作成、提出補助（障害児）。

保証人として支援

- ・専門学校入学時の保証人
- ・奨学金の保証人
- ・住居の賃貸契約の保証人

金錢的な支援

- ・家賃、奨学金、消費者金融への借金の返済、生活費の貸与。
- ・自立援助ホーム退所後、貯金を使い果たし家賃・光熱費・電話代を滞納し援助依頼を受けた。
- ・金銭管理が難しいため、里親管理のもと貯金を積み立てている。
- ・経済観念について度々アドバイス。

里親制度に対する都民の理解の促進

養育家庭及び養子縁組里親に対し、里親制度の広報について調査を行った。

回答数:93家庭(養育家庭68家庭、養子縁組里親25家庭)

1 広報について

里親制度について、周知が不十分と考える里親は、回答数の9割以上に達した。

「養育家庭(養子縁組里親)について最初に知ったきっかけ」は、インターネットが最も多く、ついで、テレビ、都及び区市町村の広報紙が挙げられた。

回答者は登録後数年経過した里親が多いこともあり、近年取組の多い学校等で配布されたパンフレット等をきっかけとした回答はなかった。

有効と考える広報については、テレビ等のメディアが最も多く、ついで、インターネット、学校現場等における広報、不妊治療を行う医療機関等での広報が続いた。

学校現場の広報は、里子や養子縁組した実子に対する理解が深まることが期待できるということを理由を挙げた里親もいた。

その他企業に対する広報等を挙げた里親もいた。

(1)養育家庭(養子縁組里親)について十分周知されていると思うか

	計
周知されている	7
周知が不十分	83

(2)養育家庭(養子縁組里親)についてもっと早く知っていたかったと思うか

	計
思う	46
思わない	38

(3)養育家庭(養子縁組里親)を最初に知ったきっかけ【選択制回答】

媒体	計
インターネット	26
テレビ	17
都・区市町村の広報紙	14
新聞	7
医療機関に配架されているパンフレットや雑誌	2
駅に掲示されているポスター	2
フリーペーパー	1
街頭やイベントで配布されたパンフレット等	1
一般の店舗、図書館等で掲示されているポスター	1
学校等で配布したパンフレット等	0

(4)どのような広報が有効だと思うか【自由記述】
※回答数が多かったものを列挙

媒体	計
テレビ	21
新聞	3
メディア全般(CM含む)	4
インターネット	9
学校現場、児童館における普及啓発(子供・保護者)	6
・医療機関の掲示	6
・不妊治療を行う医療機関での周知	
大学での広報	2
企業に向けての発信	2
各所でのポスター掲示(駅、電車内等)	2
区市の広報誌	2
里親と接触の機会を持たせる、体験発表会以外の説明の場を増やす	2

2 里親になるにあたっての課題

里親(養育家庭)を申請するにあたって課題に感じたこととして、親族の理解を挙げた里親が最も多かった。

さらに、養子縁組里親ではなく養育家庭を選択した理由において、両親を含む親族の反対を挙げた家庭が複数に上った。

その他、課題に感じたこととして子育てに関する不安が多く、ついで、仕事を挙げた里親が多かった。一方で子育てに不安があつたが、親族が支援してくれたことをきっかけに申請にいたつたケースもあった。

(5)里親(養育家庭)を申請する際課題に感じたこと

※回答数が多かったものを列挙

内容	計
親族の反対、親族の説得の難しさ	9
・子育てをしたことがなかったことに対する不安 ・養育の難しい子供が委託されることに対する不安 ・他人の子供を養育できるのかという不安	8
(里母が)仕事を持っていたこと、保育園入園の難しさ	5
夫婦の温度差	4
介護が必要な家族がいた	3
資産や親族のことを細かく聞かれることが嫌だった	2
実子の説得の難しさ	2
体験発表会で聞いた里親の話が立派すぎた	2

(6)養育家庭に聞いた「養育家庭」を選択した理由

※回答数が多かったものを列挙

理由	集計
・実子がいるから	15
・子供によっては実子に迷惑がかかる可能性もあるから	
・自分の子供にしなくても、子供の養育に携わることができればよい	11
・子供の養育に携わることで社会貢献がしたかった	
養育家庭の方が受託率が高いため	9
・養子縁組里親は年齢制限がありなることができなかつた	9
・年齢を考えると養子縁組は難しいと思った	
社会的養護の意味を考えると養育家庭の方が適している	5
・子供の養育費、医療費を負担しなくてもよいため	4
・受託する子供のことを考えると、措置費をもらう方がよい	
・両親が養子縁組に反対した	4
・親族に迷惑がかかる可能性があるため	
・養育家庭を勧められた	4
・行政が、養育家庭の方を求めていたようだつたから	
子供のことを考えると、事情が分からぬ子供を 養子縁組するのは抵抗がある	4

(7)養子縁組里親に聞いた「養子縁組里親」を選択した理由

※回答数が多かったものを列挙

理由	集計
実子したい	7
一生子供の実親として関わりたい	6
末永く安定した環境で養育したい	4
養育家庭は共働きは無理だと思うから	
養育家庭の制度についてよく分からなかつたため	2

不調事例等を踏まえた養育家庭等の養育力向上等について

措置変更
集計結果

1 平成29年度、平成30年度中の措置変更ケース

- 平成29年度、平成30年度に里親に委託されていた児童のうち、措置変更されたケースを集計。
- 委託期間が半年程度の養子縁組里親や委託児童数が少ない専門養育家庭では、措置変更されるケースはほとんどないが、養育家庭では、各年度約委託児童数のうち約5%が措置変更。
- 措置変更先は、児童養護施設が多い。

※措置変更の児童数は、養育家庭がファミリー・ホームに移行した場合等、養育者の変更がなかったケースは除いている。

種別	年度当初 委託児童数		里親宅から 措置変更 になった児童数※			措置変更先(平成29年度及び平成30年度の合計)							
	29年度	30年度	29年度	30年度	計	児童養護 施設	他の養育 里親	乳児院	児童自立 支援施設	自立援助 ホーム	障害児 入所施設	ファミリー ・ホーム	一時 保護所
養育家庭	359	387	18	21	39	21	9	1	1	1	2	1	3
養子縁組 里親	40	43	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
専門養育 家庭	5	6	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0

2 措置変更の理由

①の委託児の特性を里親が理解できず里親が対応できない等のケース、④の里親による不適切な養育を理由とするケースでは、里親の養育力の向上や関係機関の連携が課題であるとともに、④では里親の資質にも問題があったケースがあることが考えられる。

措置変更になった理由	29年度	30年度	計
①委託児の特性を理解できず、里親が対応できない。里親の養育に対する不安感	4	5	9
②委託児の状態、病状等から里親家庭が適していないと判断	3	2	5
③委託児が他の児童福祉施設等を希望、若しくは実親の事情	1	4	5
④里親による不適切な養育	3	5	8
⑤里親の病気、出産、他の委託児童との関係が悪化等	3	1	4
⑥もともと短期の予定の委託	4	4	8
合計	18	21	39

②では、同じ里親宅に委託されている児童に危害を加えるケース、⑤では里母の疾患等のケースもあり、狭い養育環境であり、養育者が限られている里親委託ならではの措置変更の理由も見受けられる。③は、障害者のグループホーム、自立援助ホームに移ったケース等である。

委託児の特性を理解できず、里親が対応できなかつたこと等を理由とするケース

措置変更になった理由で最も多い「委託児の特性を理解できず、里親が対応できない。里親の養育に対する不安感。」を原因とするケースは、すべて当該里親に委託されていた期間は3年未満であり、1年未満が半数以上を占めた。また併せて実子に対する影響も理由にあげた里親が複数いた。

対象児童は、低年齢児、高年齢児を問わない。

当該里親に措置 されていた期間	措置変更時年齢								性別	
	1年未満	1～3年未満	3歳以下	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	男	女
5	4	2	0	2	1	3	1	3	6	

【事例】

措置変更時の 年齢	性別	主な措置変更理由
14	女児	思春期の難しさを抱えた委託児の養育困難の訴えがあり。委託児も里母からの言葉に傷つくなど、関係悪化。実子と委託児の関係も悪化した
14	女児	委託児と特に里父の関係が悪化し、委託児が終始里父に反抗的な態度をとるようになった
3	女児	里母が子供の養育に息詰まり、里母と里父の関係も悪化した
9	男児	里親より、「委託児との信頼関係を築くことができない。発達障害は理解するものの、実子もストレスを受けている。これ以上養育することはできない。」という申し出があった
3	男児	里親から「委託を解除したい。助言を受けて頑張ってきたが継続はできない。」という連絡が児相にあった
17	女児	委託児と里母の価値観が合わず、関係性を築くことができなくなつた。里親から委託児の養育は限界である旨、児相に連絡があつた

フォースターリング機関業務に関する意見まとめ

1 児童相談所へのアンケート調査

調査概要

今年3月から4月にかけて、児童相談センター及び児童相談所長に対し、アンケート用紙による調査を実施した。

民間フォースターリング機関が担うべき業務

- 「包括的な委託が適当」との回答は5名、「一部業務の委託が適当」との回答は7名。
- 「一部業務の委託が適当」との回答では、措置権者として里親や委託児童の状況を直接把握するため、マッチング以外の業務の委託が適当との回答が多くかった。

民間フォースターリング機関設置に向けた課題

- 各業務とも事業主体である東京都との密なる連携のもとに実施されるべき。
- 養育家庭センターを廃止した経過などから、児童相談所が全て責任をもって関わるべきという方針は変更できない。
- 里親制度と状況についてしっかりと理解して、児童相談所と考えを共有できること。
- 児相に常駐して常に情報共有(報告、連絡、相談)と意見交換ができるとよい。
- 措置については、子担児相の判断であることを明確にし、児相としての総合的な判断で行うこと。
- 現在のチーム養育体制を根付かせたうえで、児童相談所内にフォースターリング機関を設置し、3～5年計画で成熟させて児童相談所から外だしすることが望ましい。

2 里親支援機関の意見

民間フォースターリング機関が担うべき業務

- 対象範囲「新規養育里親に限定」との意見や「既存も含む養育家庭、親族里親、専門里親、養子縁組里親」との意見あり。
- 業務内容 一連のフォースターリング業務。

現状及び民間フォースターリング機関設置に向けた課題

- 支払いがケースごとではない(委託料は定額での支払)ので、将来的にケース数が増えていくとサービスが薄くなること。
- 里親支援機関事業が始まった当初、必要な情報が得られずに苦労したことがあったため、機関設置後は必要な情報が速やかに共有できるようにしてほしい。
- チーム養育の開始に伴い、委託時や定期訪問がなくなったため(里専員業務に変更)、里親のニーズの把握が難しい。
- マッチングについて、都がどこまで責任を持つのか。

3 養育家庭の会の意見

- 対象は、既存も含む養育家庭、親族里親、専門里親。
- 乳児院、児童養護施設が持つ機能(夜間休日対応、レスパイト機能、自立に向けた支援、専門職の活用等)を活かし、包括的に実施することが必要。

都が行う里親のリクルート活動・成果

児相、里親支援機関

調査結果

- 育成支援課、児童相談所、里親支援機関が連携して、リクルート活動を展開。育成支援課が全般的な広報、児童相談所が地域における広報、里親支援機関が全般的な広報と地域における広報を行っている。近年、特に、各児童相談所が地域における広報を積極的に行っており、養育家庭(里親)体験発表会の参加者増などにつながっている。(平成29年度2,862人⇒平成30年度3,053人)
- 近年、里親制度の広報に力を入れる区市町村も増えており、児童相談所では、区市町村とも連携した広報を行っている。
- 医療機関に対する広報は育成支援課及び里親支援機関、企業向けに対する広報は里親支援機関において力を入れている。
- 普及啓発により実際に何人の里親申請につながったかという計測は難しいが、里親制度に対する社会全体の理解促進につなげている。

平成30年度に実施したリクルート活動・成果の内容(都民全般、医療機関向け)

対象	実施機関	内容	効果等
全般	育成支援課	ポスターを医師会、薬剤師会、飲食店等に広く配布。平成30年度から特別養子縁組についても広報。チラシを作成し、児相、区市町村等関係機関に配布。都立公園等、都の関係機関を通じたチラシの配布	さらなる普及啓発の促進 (関係機関が広報に力を入れていることにより、チラシ追加配布の希望増加)
		新宿西口広場でデジタルサイネージの掲出。サンケイリビングに里親(養育家庭)の体験談掲載	
		座談会形式で里親の話を聞く「もっと知りたい養育家庭」開催	里親について具体的に周知し、登録拡大へつながった
		都の職員への周知(各局にポスター配布、ライフプラン講習会における広報)。	都職員の申請につながった
医療機関 向け	里親支援機関	里親相談会の実施(3回、66名参加)	「実際に里親の方の感想に触れ、大変よかったです。」「参考になった」との声あり。
		里親家庭の体験談や登録希望者向けのQ&Aを主な内容とする「TOKYO里親ナビ」を開設	サイトを通じた里親相談会の申込があり
		デジタルサイネージ(新宿4号街路、立川市市民情報モニター)の掲出	
医療機関 向け	育成支援課	不妊治療を行う都内の医療機関に、チラシを送付	概ね好意的。一部の医療機関から追加のリーフレットの送付依頼あり
		東京都看護協会の学会でチラシを配布。東京都助産師会において研修を実施	特に助産師の関心が高い
	里親支援機関	不妊治療を行う医療機関に配布されるフリーマガジンに記事を掲載	

平成30年度に実施したリクルート活動・成果の内容(地域向け・教育機関向け・企業向け)

対象	実施機関	内容	効果等
地域向け	児童相談所 里親支援機関	養育家庭(里親)体験発表会の実施(52会場)(3,053名参加)	養育家庭制度の周知
		民生委員への制度説明	地域における里親制度の理解促進
		区市町村と連携して保育園、幼稚園、小学校、中学校の家庭にチラシを配布	チラシを見て、里親の申請を行った家庭が数件あり 「最近メディアでよく里親を見かけるが、詳しく知ることができ関心が高まった」との声あり
		区(市)民祭り、まちカフェ、子供祭り、子育てメッセ、生涯学習フェスタ、各種キャンペーン等で制度説明、チラシ配布、アンケート実施	
		駅前、街頭におけるチラシ、グッズの配布	養育家庭体験発表会の参加者増
	児童相談所	地元の区市職員向け制度説明	地域における里親制度の理解促進 さらなる普及啓発の促進
		要保護児童支援地域協議会における里親、元里子の発表	地域における里親制度の理解促進
		学習会の開催	チーム養育、学校の理解促進
		地元のラジオ局に職員が出演し、広報	地域における里親制度の理解促進
		区の庁舎を使用したパネル展の開催	地域における里親制度の理解促進
	里親支援機関	ファミサポ会員に向けた制度説明	
教育機関 向け	児童相談所	里親と学生のミニ交流会開催	若い世代の普及啓発
		里子が通う学校の職員室で全職員を前に制度説明	教育現場における里親制度の理解促進
		保育園施設長会における制度説明	地域における里親制度の理解促進
	里親支援機関	教員向け公開講座	「社会的養護の実態がよく分かった」といった声があり
		高校、大学等への出前講座	若い世代の普及啓発
企業向け	里親支援機関	民間金融機関「スター銀行」で啓発セミナー	「勉強になった。」との声あり
		民間企業への普及啓発依頼、ポスターの掲示依頼	
		大手携帯通信会社「docomo」のwebサイトへの記事掲載	